

【資料③】

核燃料サイクル工学研究所 核燃料物質使用施設保安規定
使用施設等における保安規定の審査基準と保安規定の記載整理表

令和4年6月3日

日本原子力研究開発機構 核燃料サイクル工学研究所

使用施設等における保安規定の審査基準と核燃料物質使用施設保安規定変更内容の整理表

使用施設等における保安規定の審査基準（令和2年2月5日改正）	保安規定関連条文（変更対象条文等）
<p>はじめに</p> <p>核燃料物質の使用者は、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和32年法律第166号。以下「原子炉等規制法」という。）第57条第1項の規定に基づき、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律施行令（昭和32年政令第324号。以下「令」という。）第41条に規定する核燃料物質を使用しようとする場合は、工場又は事業所ごとに保安規定を定め、核燃料物質の使用施設等の設置の工事に着手する前に原子力規制委員会の認可を受けることが義務付けられている。</p> <p>これを受け、認可を受けようとする核燃料物質の使用者は、核燃料物質の使用等に関する規則（昭和32年総理府令第84号。以下「使用規則」という。）第2条の12第1項各号において規定されている事項について定め、申請書を提出することが求められている。申請書を受理した原子力規制委員会は、核燃料物質の使用者から申請された保安規定について、原子炉等規制法第57条第2項に定める認可要件である</p> <ul style="list-style-type: none"> ・原子炉等規制法第52条第1項若しくは第55条第1項の許可を受けたところ又は同条第2項の規定により届け出たところによるものでないと認められないこと ・核燃料物質又は核燃料物質によって汚染された物による災害の防止上十分でないものであると認められないことを確認するための審査を行うこととしている。 <p>したがって、保安規定の審査における基準を明確にする観点から、保安規定の認可の審査に当たって確認すべき事項を次のとおり定める。</p> <p>ただし、使用規則第2条の12第1項各号において定められている事項の中には、設置の工事に着手する段階で定めることが困難であり、かつ、これらをその段階で定めていなくても災害の防止上支障がない事項が存在することから、核燃料物質を初めて工場又は事業所に搬入するまでの間において適用される保安規定の審査に当たっては、これらの事項を定める時期が設定されていること及びその時期までにこれらの事項を定めることにより、災害の防止上支障がないものと認められることを審査において確認することとする。</p>	
<p>使用規則第2条の12第1項第1号 関係法令及び保安規定の遵守のための体制</p>	
<p>1. 関係法令及び保安規定の遵守のための体制（経営責任者の関与を含む。）に関することについては、保安規定に基づき、要領書、手順書その他保安に関する文書について、重要度等に応じて定めるとともに、これを遵守することが定められていること。また、これらの文書の位置付けが明確にされていること。特に、経営責任者の積極的な関与が明記されていること。</p>	<p>該当なし</p>
<p>2. 保安のための関係法令及び保安規定の遵守を確実にを行うため、コンプライアンスに係る体制が確実に構築されていることが明確となっていること。</p>	<p>該当なし</p>
<p>使用規則第2条の12第1項第2号 品質マネジメントシステム</p>	
<p>1. 品質マネジメントシステム（以下「QMS」という。）については、原子炉等規制法第52条第1項又は第55条第1項の許可（以下単に「許可」という。）を受けたところによるものであり、かつ、原子力施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の基準に関する規則（令和2年</p>	<p>（品質マネジメント計画） 第1編 第12条 使用施設等の保安活動を適切に実施するため、次のとおり品質マネジメント計画を定める。</p>

使用施設等における保安規定の審査基準（令和2年2月5日改正）	保安規定関連条文（変更対象条文等）
<p>原子力規制委員会規則第2号。以下「品質管理基準規則」という。）及び原子力施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の基準に関する規則の解釈（原規規発第1912257号-2（令和元年12月25日原子力規制委員会決定））を踏まえて定められていること。</p>	<p>1. 目的 ～ 4. 品質マネジメントシステム（変更なし）</p> <p>5. 経営者等の責任</p> <p>5.1 経営者の関与 ～ 5.4 計画（変更なし）</p> <p>5.5 責任、権限及びコミュニケーション</p> <p>5.5.1 責任及び権限（変更なし）</p> <p>理事長は、第4条及び第5条の組織及び職務について、各組織を通じて全体に周知し、保安活動に関係する要員が理解することを確実にする。また、保安活動に係る業務のプロセスに関する手順となる文書（4.2.1参照）を定めさせ、関係する要員が自らの職務の範囲において、その保安活動の内容について責任をもって業務を遂行するようにする。</p> <p>5.5.2 管理責任者（変更なし）</p> <p>(1) 理事長は、監査プロセスにおいては統括監査の職、本部（監査プロセスを除く。）においては安全・核セキュリティ統括本部担当理事、研究所においては研究所担当理事を管理責任者とする。</p> <p>(2) 管理責任者は、与えられている他の責任と関わりなく、それぞれの領域において次に示す責任及び権限をもつ。</p> <p>a) 品質マネジメントシステムに必要なプロセスの確立、実施及び維持を確実にする。</p> <p>b) 品質マネジメントシステムの実施状況及び改善の必要性の有無について、理事長に報告する。</p> <p>c) 組織全体にわたって、安全文化を育成し、維持することにより、原子力の安全を確保するための認識を高めることを確実にする。</p> <p>d) 関係法令を遵守する。</p> <p>5.5.3 管理者</p> <p>(1) 理事長は、第4条第1項第1号から第44号に掲げる者（以下この条において、「管理者」という。）に、所掌する業務に関して、次に示す責任及び権限を与えることを確実にする。</p> <p>a) 業務のプロセスが確立され、実施されるとともに、有効性を継続的に改善する。</p> <p>b) 業務に従事する要員の業務・使用施設等に対する要求事項についての認識を高める。</p> <p>c) 成果を含む業務の実施状況について評価する。</p> <p>d) 健全な安全文化を育成し、維持する取組を促進する。</p> <p>e) 関係法令を遵守する。</p> <p>(2) 管理者は、前項の責任及び権限の範囲において、原子力の安全のためのリーダーシップを発揮し、次に掲げる事項を実施する。</p> <p>a) 品質目標を設定し、その目標の達成状況を確認するため、業務の実施状況を監視測定する。</p> <p>b) 要員が、原子力の安全に対する意識を向上し、かつ、原子力の安全への取組を積極的に行えるようにする。</p> <p>c) 原子力の安全に係る意思決定の理由及びその内容を、関係する要員に伝達する。</p> <p>d) 要員に、常に問いかける姿勢及び学習する姿勢を定着させるとともに、要員が、積極的に使用施設等の保安に関する問題の報告を行えるようにする。</p> <p>e) 要員が、積極的に業務の改善への貢献を行えるようにする。</p> <p>(3) 管理者は、品質マネジメントシステムの有効性を評価し、新たに取り組むべき改善の機会を捉えるため、年1回以上（年度末及び必要に応じて）、自己評価（安全文化について強化すべき分</p>

使用施設等における保安規定の審査基準（令和2年2月5日改正）	保安規定関連条文（変更対象条文等）
	<p>野等に係るものを含む。）を実施する。</p> <p>5.5.4 内部コミュニケーション（変更なし）</p> <p>理事長は、組織内のコミュニケーションが適切に行われることを確実にするため、機構に中央安全審査・品質保証委員会を、所長は、研究所に安全専門委員会及び品質保証委員会を置く。また、理事長は、マネジメントレビューを通じて、使用施設等の品質マネジメントシステムの有効性に関する情報交換が行われることを確実にする。</p> <p>5.6 マネジメントレビュー（変更なし）</p> <p>6. 資源の運用管理 ～ 8. 評価及び改善（変更なし）</p>
<p>2. 具体的には、保安活動の計画、実施、評価及び改善に係る組織及び仕組みについて、安全文化の育成及び維持の体制や手順書等の位置付けを含めて、使用施設等の保安活動に関する管理の程度が把握できるように定められていること。また、その内容は、原子力安全に対する重要度に応じて、その適用の程度を合理的かつ組織の規模に応じたものとしているとともに、定められた内容が、合理的に実現可能なものであること。</p>	<p>該当なし</p>
<p>3. その際、要求事項を個別業務に展開する具体的な体制及び方法について明確にされていること。この具体的な方法について保安規定の下位文書も含めた文書体系の中で定める場合には、当該文書体系について明確にされていること。</p>	<p>該当なし</p>
<p>4. 手順書等の保安規定上の位置付けに関することについては、要領書、手順書その他保安に関する文書について、これらを遵守するために、重要度等に応じて、保安規定及びその2次文書、3次文書等といったQMSに係る文書の階層的な体系における位置付けが明確にされていること。</p>	<p>該当なし</p>
<p>5. 内部監査の仕組みについては、品質管理基準規則第46条第1項及び品質管理基準規則解釈第46条1の規定に基づき、内部監査の対象に関与していない要員に実施させることとしてもよい。</p>	<p>該当なし</p>
<p>使用規則第2条の1第2項第3号 使用施設等の管理を行う者の職務及び組織</p>	
<p>1. 使用施設等に係る保安のために講ずべき措置に必要な組織及び各職位の職務内容が定められていること。</p> <p>ここで、使用者においては、加工事業者や再処理事業者のように、核燃料物質の取扱いに関して保安の監督を行わせる責任者として、核燃料取扱主任者免状を有する者を選任する義務は課せられていない。</p> <p>しかしながら、令第41条が、周辺監視区域外における一般公衆の放射線被ばくの観点から核燃料物質の数量及び組成を規定したものであることに鑑みれば、同条に定める核燃料物質の使用者においては、自らの保安活動をより確実に遂行していくため、核燃料物質の取扱いに関して指導・助言を行うに足りる知識及び経験等を有する者を保安の監督に関する責任者に選任すること並びにその職務及び責任範囲が保安規定に明記されていることが望ましい。これを踏まえ、以下の事項が明記されていること。</p> <p>(1) 保安の監督に関する責任者の選任及び配置に関すること。</p> <p>ここで、保安の監督に関する責任者は、組織の長（代表者、工場長又は事業所の長等）が、使用施設等の構造、核燃料物質の取扱いに関し相当の知識及び経験を有する者の中から選任すること及び当該責任者は、その職務の重要性から、工場又は事業所の長等に対し、意見具申できる立場に配置することが明記されていること。</p>	<p>該当なし</p>

使用施設等における保安規定の審査基準（令和2年2月5日改正）	保安規定関連条文（変更対象条文等）
<p>(2) 保安の監督に関する責任者の職務に関すること。 ここで、職務については、以下の事項が明記されていること。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 組織の長（代表者、工場長又は事業所の長等）に対し、意見具申等を行うこと。 ② 使用施設等の使用又は管理に従事する者に対して、指導・助言を行うこと。 ③ 保安教育の実施計画の作成、改訂に当たり、その内容について、精査、指導・助言を行うこと。 ④ 各種マニュアルの制定、改廃に当たり、その内容について、精査、指導・助言を行うこと。 ⑤ 使用計画、保全計画等の保安上重要な計画の作成、改訂に当たり、その内容について、精査、指導・助言を行うこと。 ⑥ 保安規定に係る記録の確認を行うこと。 ⑦ 法令に基づく報告について、精査、指導・助言を行うこと。 <p>(3) 保安の監督に関する責任者の意見等の尊重</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 組織の長（代表者、工場長又は事業所の長等）は、保安の監督に関する責任者の意見具申等を尊重すること。 ② 使用施設等の使用等又は管理に従事する者は、保安の監督に関する責任者の指導・助言を尊重すること。 <p>(4) 保安の監督に関する責任者を補佐する組織 核燃料物質の使用等を行う工場又は事業所の組織規模、一工場又は事業所当たりに複数の使用施設等が存在する等の場合には、保安の監督に関する責任者の補佐組織を設けることが望ましい。 この場合、補佐組織が他の職務を兼務するときには、当該組織による補佐業務が影響を受けないよう指揮命令系統が明記されていること。</p> <p>(5) 保安の監督に関する責任者の代行者の選任及び配置 核燃料物質の使用等を行う工場又は事業所の組織規模、一工場又は事業所当たりに複数の使用施設等が存在する等の場合には、十分な保安監督業務を行う観点から、保安の監督に関する責任者の代行者をあらかじめ選任し、配置しておくことが望ましい。この場合、保安の監督に関する代行者の選任及び配置については、(1)と同様の事項が明記されていること。</p>	
<p>使用規則第2条の12第1項第4号 保安教育</p> <p>1. 使用施設等の管理を行う者（役務を供給する事業者に属する者を含む。以下「従業員」という。）について、保安教育実施方針が定められていること。</p>	<p>（保安教育） 第I編 第18条 所長は、保安教育の実施に係る基本的事項をあらかじめ定めておかなければならない。</p> <p>2. 使用施設内各課長は、第I-1-(1)表に従い、保安教育に係る年度計画を策定し、核燃料取扱主務者の同意を得た後、環境技術開発センター長又はプルトニウム燃料技術開発センター長の承認を得なければならない。</p> <p>3. 使用施設内各課長は、前項に基づき、従業員に対する保安教育を実施しなければならない。</p> <p>4. 使用施設内各課長は、新たに業務を行う従業員に対し、第I-1-(1)表に掲げる保安教育を実施しなければならない。ただし、同表に掲げる項目について、十分な知識技能を有していると認められる者及び既に教育を施されている項目については、省略することができる。</p>

使用施設等における保安規定の審査基準（令和2年2月5日改正）	保安規定関連条文（変更対象条文等）
	<p>5. 統括者は、第29条第3項に基づき緊急作業に従事する要員（以下「緊急作業に従事する要員」という。）として選定を受けようとする者に対し、第I-1-(2)表に基づき、必要な保安教育を緊急作業に従事させる前に実施させなければならない。</p> <p>6. 放射線管理部長及び工務技術部長は、所掌する従業員及び緊急作業に従事する要員に対して行う保安教育については、第I-1-(1)表に従うほか、第3項、第4項及び第5項を準用する。</p> <p>7. 保安管理部長は、従業員に対して行う保安教育については、第I-1-(1)表に従うほか、第3項及び第4項を準用する。</p> <p>8. 統括者、放射線管理部長、保安管理部長及び工務技術部長は、第3項から前項に掲げる保安教育の実施状況を確認し、必要に応じて保安教育内容を見直させなければならない。</p> <p>9. 第4条第1項第6号から第44号に掲げる者は、従業員に対し、必要に応じて保安に関する意識向上のための啓発を行う。</p> <p>（保安訓練） 第I編 第19条（変更なし） 所長は、使用施設等について、第45条に定める非常事態の措置に関する総合的な実地訓練を毎年度1回以上実施しなければならない。なお、本訓練は、原子力事業者防災業務計画に基づき、年1回実施する防災訓練と併せて実施することができる。</p> <p>2. 統括者、放射線管理部長及び工務技術部長は、使用施設等について、異常時の措置、消火訓練、退避訓練等保安上必要な訓練を毎年度2回以上実施しなければならない。</p> <p>3. 統括者、放射線管理部長及び工務技術部長は、緊急作業に従事する要員として選定を受けようとする者に対し、第I-1-(2)表に基づき、必要な保安訓練を実施しなければならない。また、選定後は、毎年度1回以上、訓練を実施しなければならない。なお、本項及び前項の訓練は、第1項の総合的な実地訓練と同等の項目については兼ねることができる。</p>
2. 従業員について、保安教育実施方針に基づき、保安教育実施計画を定め、計画的に保安教育を実施することが定められていること。	該当なし
3. 従業員について、保安教育実施方針に基づいた保安教育実施状況を確認することが定められていること。	該当なし
4. 保安教育の内容について、関係法令及び保安規定への抵触を起こさないことを徹底する観点から、具体的な保安教育の内容、その見直しの頻度等について明確に定められていること。	該当なし
使用規則第2条の12第1項第5号 使用施設等の操作	
1. 核燃料物質の使用等に必要従業員確保について定められていること。	該当なし
2. 使用施設等の管理に係る組織内規程類を作成することが定められていること。	該当なし
3. 核燃料物質の臨界管理について定められていること。	<p>（臨界管理） 第III編 第2条（変更なし） プルトニウム燃料技術開発センター長は、核燃料物質等の使用等に当たっては、いかなる場合においても臨界に達しないよう核燃料管理者に管理させなければならない。</p> <p>2. 核燃料管理者は、核燃料物質等の使用等を行う場合は、第III-1-(2)表から第III-1-(12)表に基づき、管理しなければならない。</p>

3. プルトニウム燃料技術開発センター長は、臨界警報装置が正常に機能していない場合は、臨界管理ユニット間での核燃料物質の移動、若しくは核燃料物質を取り扱っての設備・装置の運転を行わないよう管理しなければならない。ただし、第I編第34条第3項及び第5項の規定に基づく臨界警報装置の交換、修理等の期間中に、保障措置検査及び保障措置検査に必要となる計量管理のために核燃料物質を使用する場合又はプルトニウム燃料技術開発センター長が第I編第41条に定める非常事態又は第I編第52条第4号から第9号に相当する事象の発生若しくは拡大の防止上特に必要があると認められた場合はこの限りではない。

4. プルトニウム燃料技術開発センター長は、前項ただし書の規定により、臨界管理ユニット間での核燃料物質の移動、若しくは核燃料物質を取り扱っての設備・装置の運転を行う場合は、核燃料管理者に対して入室制限等の保安措置を必要に応じて講じさせなければならない。

5. プルトニウム燃料技術開発センター長は、臨界警報装置又は無停電電源装置（臨界警報装置に給電するものに限る。）について、施設管理実施計画に基づく点検、検査に際しては、核燃料物質の臨界管理ユニット間での移動及び核燃料物質を取り扱っての設備・装置の運転を行わないよう管理しなければならない。

（臨界管理ユニットに係る制限量等の表示）

第III編 第7条（変更なし）

核燃料管理者は、グローブボックス等及び封入棒取扱設備等に第III-1-(2)表から第III-1-(12)表に掲げる値等のうち取り扱う核燃料物質の種類、乾燥系又は減速系の別、制限量を表示しなければならない。

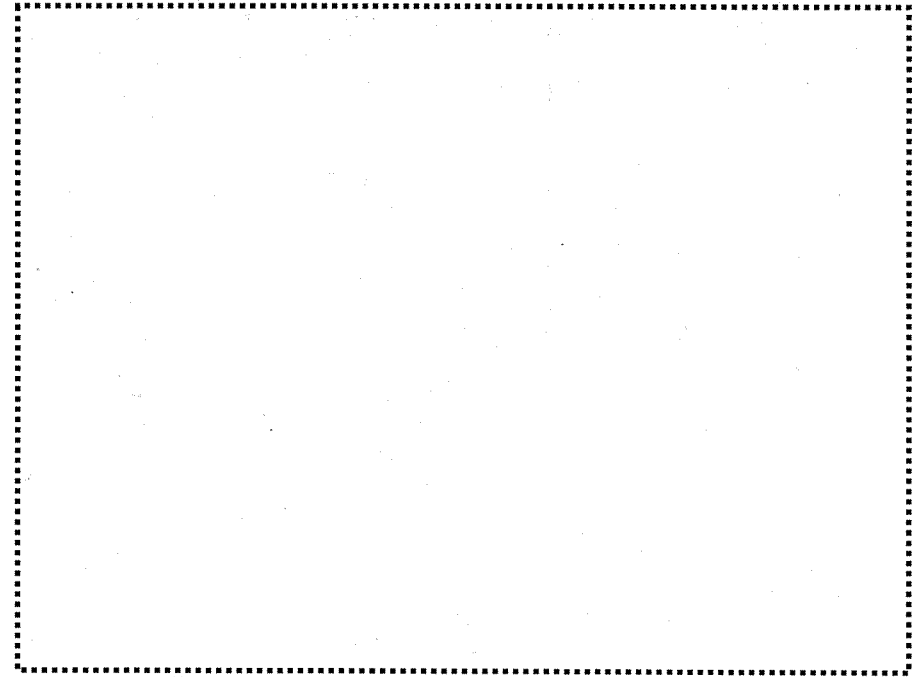
第III-1-(12)表 プルトニウム燃料第三開発室臨界管理ユニットごとの制限量（その4）

第III-1-(12)表 プルトニウム燃料第三開発室臨界管理ユニットごとの制限量（その4）

臨界管理 ユニット 番号	臨界管理の方法			制限量 ^{注3)} (kgPu*)	備 考
	質量 又は 本数	系の分類 ^{注1)}	水分吸 着率(含 有率)の 分類 ^{注2)}		
VCP-1	質量	PuO ₂ (原料粉)系	乾燥系	1ベッセル当たり 26.2	1搬送容器当たり 13.1 (kgPu*)
VCP-2	質量	PuO ₂ (原料粉)系 又は 混合酸化物系	半乾燥系	1ピット当たり 12.7	
VFP-1	質量	混合酸化物系	半乾燥系	1ベッセル当たり 16.2	1搬送容器当たり 8.1 (kgPu*)
VFP-2	質量	混合酸化物系	半乾燥系	1ベッセル当たり 16.2	1搬送容器当たり 8.1 (kgPu*)
VFA-1	本数	燃料要素又は 封入棒	—	1貯蔵単位当たり 24本	

使用施設等における保安規定の審査基準（令和2年2月5日改正）	保安規定関連条文（変更対象条文等）						
	VFA-2	本数	燃料要素又は封入棒	—	1貯蔵単位当たり24本		
	VFA-3	体数	集合体、保管体又は残存核燃料物質封入棒集合体	—	1ピット当たり1体		
	VFA-4	体数	集合体、保管体又は残存核燃料物質封入棒集合体	—	1ピット当たり1体		
	VFM-1	質量	PuO ₂ (原料粉)系	乾燥系	1ピット当たり15.5		
	WCT-5	質量	酸化ウラン粉末	—	—	輸送容器による保管	
	VFQ-1	質量	Pu-H ₂ O系	減速系	0.27		
※ 最大取扱量又は核的制限値の小さい方の値を表示する。							
4. 従業員の引継時に実施すべき事項について定められていること。	該当なし						
5. 核燃料物質等の使用前及び使用後に確認すべき取扱いに必要な事項について定められていること。	該当なし						
6. 地震、火災等の発生時に講ずべき措置について定められていること。	該当なし						
使用規則第2条の12第1項第6号 管理区域及び周辺監視区域の設定等							
1. 管理区域の設定及び措置並びに立入制限等に関すること。	<p>(管理区域)</p> <p>第I編 第20条(変更なし)</p> <p>所長は、核原料物質又は核燃料物質の製錬の事業に関する規則等の規定に基づく線量限度等を定める告示(平成27年原子力規制委員会告示第8号。以下「線量告示」という。)第1条に定める管理区域に係る線量等の値を超え、又は超えるおそれのある区域を管理区域として指定しなければならない。</p> <p>2. 管理区域は、第I-2図に掲げる区域とする。</p> <p>3. 統括者は、前項に定める管理区域を、壁、さく等の区画物によって区画するほか、標識を設けることによって明らかに他の場所と区別しなければならない。</p> <p>4. 所長は、管理区域を解除する場合は、第1項の管理区域に係る値を超えていないことを確認しなければならない。</p>						

第I-2-(16)図 プルトニウム燃料技術開発センター関連建家配置図



第I-2-(16)図 プルトニウム燃料技術開発センター関連建家配置図

（管理区域の出入管理）

第I編 第26条（変更なし）

統括者は、前条第2項及び第3項により指名された者以外の者を管理区域に立ち入らせない措置を講じなければならない。

2. 使用施設内各課長及び放射線管理部内各課長は、一時立入者を管理区域に立ち入らせる場合は立会者をつけ、その指示に従わせなければならない。


3. 環境センター内各部長、当直長又はプルセンター内各部長は、立入制限区域への人の立入りを制限しなければならない。

4. 使用施設内各課長及び放射線管理部内各課長は、管理区域に立ち入る者に、次の各号に掲げる事項を遵守させなければならない。

(1) あらかじめ定められた出入口から出入りすること。

(2) 定められた個人線量計を着用すること。

(3) 定められた作業衣服類を着用すること。なお、作業衣服類は、定められた区域以外で着用しないこと。

で囲った箇所は核物質防護情報が含まれるため、非公開とします。

使用施設等における保安規定の審査基準（令和2年2月5日改正）	保安規定関連条文（変更対象条文等）
	<p>(4) 管理区域において飲食又は喫煙をしないこと。ただし、第1-2表に定める場所における飲水については、この限りでない。</p> <p>(5) 退出するときは、身体、衣服等の汚染検査を行い、線量告示第4条に定める表面密度限度の10分の1以下であることを確認すること。なお、汚染が検出されたときは放射線管理第1課長に通報すること。</p> <p>(6) 業務上必要でない物品を管理区域内に持ち込まないこと。</p> <p>5. 放射線管理第1課長は、前項第5号の通報を受けた場合は、その者に対し、必要な検査を行わなければならない。</p> <p>6. 放射線管理第1課長は、前項の検査によって体内摂取のおそれがあると認めた場合は、線量計測課長に通知しなければならない。</p> <p>7. 線量計測課長は、前項の通知を受けた場合は、必要な検査を行わなければならない。</p>
2. 管理区域内の区域区分について、汚染のおそれのない管理区域及びこれ以外の管理区域について表面汚染密度及び空気中の放射性物質濃度の基準値が定められていること。	該当なし
3. 管理区域内において特別措置が必要な区域について講ずべき措置を定め、特別措置を実施する外部放射線に係る線量当量率、空気中の放射性物質濃度及び床、壁その他人の触れるおそれのある物の表面汚染密度の基準が定められていること。	該当なし
4. 管理区域への出入管理に係る措置事項が定められていること。	該当なし
5. 管理区域から退出する場合等の表面汚染密度の基準が定められていること。	該当なし
6. 管理区域へ出入りする者に遵守させるべき事項及びこれを遵守させる措置が定められていること。	該当なし
7. 管理区域から物品又は核燃料物質等の搬出及び運搬をする際に講ずべき事項が定められていること。	該当なし
8. 周辺監視区域の設定及び措置並びに立入制限等に関すること。	該当なし
9. 役務を供給する事業者に対して遵守させる放射線防護上の必要事項及びこれを遵守させる措置が定められていること。	該当なし
使用規則第2条の12第1項第7号 排気監視設備及び排水監視設備	
1. 放射性気体廃棄物及び放射性液体廃棄物の放出物質濃度の測定等の放出管理に係る設備の設置及び機能の維持の方法並びにその使用方法が定められていること。	該当なし
2. これらの設備の機能の維持の方法については、施設全体の管理方法の一部として、第15号における施設管理に関する事項と併せて定められていてもよい。また、これらの設備のうち放射線測定に係るものの使用方法については、施設全体の管理方法の一部として、第9号における放射線測定器の管理及び放射線の測定の方法に関する事項と併せて定められていてもよい。	該当なし
使用規則第2条の12第1項第8号 線量、線量当量、汚染の除去等	
1. 放射線業務従事者が受ける線量について、線量限度を超えないための措置（個人線量計の管理の方法を含む。）が定められていること。	該当なし
2. 国際放射線防護委員会（ICRP）が1977年勧告で示した放射線防護の基本的考え方を示す概念（as low as reasonably achievable. 以下「ALARA」という。）の精神にのっとり、放射線業務従事者が受ける線量を管理することが定められていること。	該当なし
3. 使用規則第2条の11の4第1号ハに基づく床、壁等の除染を実施すべき表面汚染密度の明確な	該当なし

使用施設等における保安規定の審査基準（令和2年2月5日改正）	保安規定関連条文（変更対象条文等）
基準が定められていること。	
4. 管理区域及び周辺監視区域境界付近における線量当量率等の測定に関する事項が定められていること。	該当なし
5. 管理区域内で汚染のおそれのない区域に物品又は核燃料物質等を移動する際に講ずべき事項が定められていること。	該当なし
6. 核燃料物質等（核燃料物質及び放射性固体廃棄物を除く。）の工場又は事業所の外への運搬に関する行為（工場又は事業所の外での運搬中に関するものを除く。）が定められていること。なお、この事項は、第10号又は第11号における運搬に関する事項と併せて定められていてもよい。	該当なし
7. 原子炉等規制法第61条の2第2項により認可を受けた場合においては、同項により認可を受けた放射能濃度の測定及び評価の方法に基づき、当該認可を受けた申請書等において記載された内容を満足するよう、同条第1項の確認を受けようとする物に含まれる放射性物質の放射能濃度の測定及び評価を行い、適切に取り扱うことが定められていること。なお、この事項は、放射性廃棄物の仕分け等を明確にするため、第11号における放射性廃棄物の管理に関する事項と併せて定められていてもよい。	該当なし
8. 放射性廃棄物でない廃棄物の取扱いに関することについては、「原子力施設における「放射性廃棄物でない廃棄物」の取扱いについて（指示）」（平成20・04・21原院第1号（平成20年5月27日原子力安全・保安院制定（NISA-111a-08-1）））を参考として定められていること。なお、この事項は、放射性廃棄物との仕分け等を明確にするため、第11号における放射性廃棄物の管理に関する事項と併せて定められていてもよい。	該当なし
9. 汚染拡大防止のための放射線防護上、必要な措置が定められていること。	該当なし
使用規則第2条の12第1項第9号 放射線測定器の管理及び放射線の測定の方法	
1. 放射線測定器（放出管理用計測器及び放射線計測器を含む。以下同じ。）の種類、所管箇所、数量及び機能の維持の方法並びにその使用方法（測定及び評価の方法を含む。）が定められていること。	該当なし
2. 放射線測定器の機能の維持の方法については、施設全体の管理方法の一部等として、第15号における施設管理に関する事項と併せて定められていてもよい。	該当なし
使用規則第2条の12第1項第10号 核燃料物質の受払い、運搬、貯蔵等	
1. 工場又は事業所内における核燃料物質の運搬及び貯蔵に際して、臨界に達しないようにする措置その他の保安のために講ずべき措置を講ずること、貯蔵施設における貯蔵の条件等が定められていること。	<p>（使用の制限）</p> <p>第Ⅲ編 第5条（変更なし）</p> <p>核燃料管理者は、グローブボックス、フード及びオープンポートボックス（以下「グローブボックス等」という。）並びにグローブボックスに接続されている電気加熱炉、焼却炉、エアロック装置及び分析機器（以下「電気加熱炉等」という。）以外で、密封されていない核燃料物質等を取り扱ってはならない。ただし、汚染拡大防止の措置が施された場合又はプルセンター内各部長が認めた場合は、この限りでない。</p> <p>2. 核燃料管理者は、グローブボックスのポート、気送管、シャック等以外の出入口から核燃料物質等を搬出又は搬入してはならない。ただし、プルセンター内各部長が認めた場合は、この限りでない。</p> <p>3. 核物質管理課長は、核燃料物質の移動に際しては、移動量を確認し、第Ⅲ-1-(2)表から第Ⅲ-1-(12)表に掲げる受入れ先の臨界管理ユニットの制限量を超えないことを確認した後、移動を行わ</p>

使用施設等における保安規定の審査基準（令和2年2月5日改正）	保安規定関連条文（変更対象条文等）
	<p>なければならない。</p> <p>4. 核燃料管理者は、グローブボックス等、電気加熱炉等及び封入棒取扱設備等において、第Ⅲ－１－(2)表から第Ⅲ－１－(12)表に掲げる制限量を超えて、核燃料物質等を取り扱ってはならない。</p> <p>5. 核燃料管理者は、前項に定めるところとは別に、プルトニウム燃料第一開発室（ウラン貯蔵庫を除く。）及びプルトニウム燃料第二開発室のグローブボックス等及び電気加熱炉等において、第Ⅲ－１－(1)表に掲げる核燃料物質中のプルトニウムの取扱制限量を超えて、核燃料物質を取り扱ってはならない。</p> <p>6. 核燃料管理者は、プルトニウム燃料第一開発室（ウラン貯蔵庫を除く。）及びプルトニウム燃料第二開発室のグローブボックス等及び電気加熱炉等において、第Ⅲ－１－(1)表に掲げる量を超えるプルトニウムを含む核燃料物質については金属製容器に封入しておかなければならない。</p> <p>7. 核燃料管理者は、第4項に定めるところとは別に、プルトニウム燃料第三開発室のグローブボックス等及び電気加熱炉等において、第Ⅲ－１－(1)表に掲げる核燃料物質中のプルトニウムの取扱制限量を超えて、核燃料物質を取り扱ってはならない。</p> <p>8. 核燃料管理者は、プルトニウム燃料第三開発室のグローブボックス等及び電気加熱炉等において、第Ⅲ－１－(1)表に掲げる量を超えるプルトニウムを含む核燃料物質については金属製容器に封入しておかなければならない。また、金属製容器に封入されていない核燃料物質のうち、第Ⅲ－１－(1)表に掲げる量を超える熱処理ペレット以外の性状のプルトニウムを含む核燃料物質については蓋付の搬送容器に収納しておかなければならない。</p> <p>（貯蔵の制限等）</p> <p>第Ⅲ編 第8条（変更なし）</p> <p>核燃料管理者は核燃料物質を貯蔵する場合は、第Ⅲ－２－(1)表から第Ⅲ－２－(4)表に掲げる各貯蔵施設における最大貯蔵量を超え、かつ、同表に掲げたもの以外のものを貯蔵してはならない。</p> <p>2. 核燃料管理者は、各貯蔵施設に第Ⅲ－２－(1)表から第Ⅲ－２－(4)表に掲げる最大貯蔵量を表示しなければならない。</p> <p>3. 核燃料管理者は、搬出入を行う場合等を除き、貯蔵施設又は貯蔵施設に通じる室に施錠又は立入り制限等の措置をとらなければならない。</p>

使用施設等における保安規定の審査基準（令和2年2月5日改正）

保安規定関連条文（変更対象条文等）

第三-2-(3)表 プルトニウム燃料第三開発室貯蔵設備の最大貯蔵能力

第三-2-(3)表 プルトニウム燃料第三開発室貯蔵設備の最大貯蔵能力

$Pu = {}^{239}Pu + {}^{241}Pu + {}^{243}Pu$

設置場所	設備名称	機器名称	個数	積的制限値	最大貯蔵能力	
					Pu+U	容量
プルトニウム貯蔵庫(1)	プルトニウム貯蔵設備	プルトニウム貯蔵ピット	450個	12.7kgPu*/ピット	4500kg	-
プルトニウム貯蔵庫(2)	プルトニウム貯蔵設備	プルトニウム貯蔵ピット	450個	12.7kgPu*/ピット	4500kg	-
原料保管庫	原料保管設備	保管ベッセル	36式	26.2kgPu*/ベッセル	720kg	-
粉末保管庫	粉末保管設備	保管ベッセル	42式	16.2kgPu*/ベッセル	1340kg	-
ペレット保管庫	ペレット保管設備	保管ベッセル	70式	16.2kgPu*/ベッセル	2230kg	-
燃料要素・封入棒一時保管庫(1)	燃料要素・封入棒一時保管設備	燃料要素・封入棒保管樹	1式 (28貯蔵単位)	24本/貯蔵単位	209kg	672本
燃料要素・封入棒保管庫	燃料要素・封入棒保管設備	燃料要素・封入棒保管樹	1式 (268貯蔵単位)	24本/貯蔵単位	2150kg	6912本
組立検査室	集合体・保管体一時保管設備	保管ピット	7個	1体/ピット	368kg	7体
集合体・保管体貯蔵庫	集合体・保管体貯蔵設備	集合体貯蔵ピット	300個	1体/ピット	15800kg	300体 [※]
集合体・保管体貯蔵庫	集合体・保管体非破壊検査用検査台	-	1個	-	158kg	1体
一時保管庫	一時保管設備	貯蔵ピット	140個	16.5kgPu*/ピット	2408kg	-
一時保管庫	非破壊検査架台	-	1個	-	17.2kg	-
ウラン原料一時保管室	-	-	-	輸送容器で保管	5220kg	120本
分析物性室	試料一時保管箱	-	1台	0.27kgPu*	0.27kgPu*	-

※集合体又は保管体を最大で247体、残存核燃料物質封入棒集合体を最大で53体貯蔵する。

2. 核燃料物質の工場又は事業所の外への運搬に関する行為（工場又は事業所の外での運搬中に関するものを除く。）に関するものが定められていること。なお、この事項は、第8号又は第11号における運搬に関する事項と併せて定められていてもよい。

該当なし

使用規則第2条の12第1項第11号 放射性廃棄物の廃棄

1. 放射性固体廃棄物の保管廃棄に係る具体的な管理措置及び運搬に関し、放射線安全確保のための措置が定められていること。

第II編

（ウラン系固体廃棄物の処理及び保管）

第35条 第1項～第5項

（変更なし）

6. 環境保全課長は、ウラン系廃棄物貯蔵施設又は第2ウラン系廃棄物貯蔵施設に保管廃棄したウラン系固体廃棄物のうち金属及びフィルタをM棟において減容処理する場合は、パネルボックス内で行うとともに、減容処理のために受け入れたウラン系固体廃棄物は、処理までの間、当該施設の第34条第5項に示す場所に保管しなければならない。なお、プラズマによる切断を行う場合は、専用の金属製作業台の上で行わなければならない。

第35条 第7項～第9項

（変更なし）

10. 環境保全課長は、第2ウラン系廃棄物貯蔵施設に保管廃棄したウラン系固体廃棄物の詰替え又は

使用施設等における保安規定の審査基準（令和2年2月5日改正）	保安規定関連条文（変更対象条文等）
	<p>フィルタの減容処理を第2ウラン系廃棄物貯蔵施設において行う場合は、詰替室のパネルハウス内で行わなければならない。なお、金属等のプラズマによる切断を行う場合は、金属製トレイの中で行わなければならない。</p> <p>第35条 第11項 (変更なし)</p>
2. 放射性液体廃棄物の固化化等の処理及び放射性廃棄物の工場又は事業所の外への廃棄（放射性廃棄物の輸入を含む。）に関する行為の実施体制が定められていること。	該当なし
3. 放射性固体廃棄物の工場又は事業所の外への運搬に関する行為（工場又は事業所の外での運搬中に関するものを除く。）に係る体制が構築されていることが明記されていること。なお、この事項は、第8号又は第10号における運搬に関する事項と併せて定められていてもよい。	該当なし
4. 放射性液体廃棄物の放出箇所、放射性液体廃棄物の放出管理目標値及び基準値を満たすための放出管理方法並びに放射性液体廃棄物の放出物質濃度の測定項目及び頻度が定められていること。	該当なし
5. 放射性気体廃棄物の放出箇所、放射性気体廃棄物の放出管理目標値を満たすための放出量管理方法並びに放射性気体廃棄物の放出物質濃度の測定項目及び頻度が定められていること。	該当なし
6. 平常時の環境放射線モニタリングの実施体制（計画、実施、評価等）について定められていること。	該当なし
7. ALARAの精神にのっとり、排気、排水等を管理することが定められていること。	該当なし
使用規則第2条の12第1項第12号 非常の場合に講ずべき処置	
1. 緊急時に備え、平常時から緊急時に実施すべき事項が定められていること。	該当なし
2. 緊急時における核燃料物質の使用に関する組織内規程類を作成することが定められていること。	該当なし
3. 緊急事態発生時は定められた通報経路に従い、関係機関に通報すること（工場等内の見学者、外部研究者等に対する避難指示等を含む。）が定められていること。	該当なし
4. 緊急事態の発生をもってその後の措置は、原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号）第7条第1項の原子力事業者防災業務計画によることが定められていること。	該当なし
5. 緊急事態が発生した場合は、緊急時体制を発令し、応急措置及び緊急時における活動を実施することが定められていること。	該当なし
<p>6. 次に掲げる要件に該当する放射線業務従事者を緊急作業に従事させるための要員として選定することが定められていること。</p> <p>(1) 緊急作業時の放射線の生体に与える影響及び放射線防護措置について教育を受けた上で、緊急作業に従事する意思がある旨を使用者に書面で申し出た者であること</p> <p>(2) 緊急作業についての訓練を受けた者であること。</p> <p>(3) 実効線量について250mSvを線量限度とする緊急作業に従事する従業員は、原子力災害対策特別措置法第8条第3項に規定する原子力防災要員、同法第9条第1項に規定する原子力防災管理者又は同条第3項に規定する副原子力防災管理者であること。</p>	該当なし
7. 放射線業務従事者が緊急作業に従事する期間中の線量管理（放射線防護マスクの着用等による内部被ばくの管理を含む。）、緊急作業を行った放射線業務従事者に対し、健康診断を受診させる等の非常の場合に講ずべき処置に関し、適切な内容が定められていること。	該当なし
8. 事象が収束した場合には、緊急時体制を解除することが定められていること。	該当なし
9. 防災訓練の実施頻度について定められていること。	該当なし

使用施設等における保安規定の審査基準（令和2年2月5日改正）	保安規定関連条文（変更対象条文等）
<p>使用規則第2条の12第1項第13号 設計想定事象等に係る使用施設等の保全に関する措置</p> <p>1. 許可を受けたところによる基本設計ないし基本的設計方針に則した対策が機能するよう、想定する事象に応じて、次に掲げる措置を講ずることが定められていること。</p> <p>(1) 使用施設等の必要な機能を維持するための活動に関する計画を策定し、要員を配置するとともに、計画に従って必要な活動を行わせること。特に、当該計画には、次に掲げる事項を含めること。</p> <p>イ 火災 可燃物の管理、消防吏員への通報、消火又は延焼の防止その他消防隊が火災の現場に到着するまでに行う活動に関すること。</p> <p>ロ 発生頻度が設計評価事故より低い事故であって、使用施設等から多量の放射性物質又は放射線を放出するおそれがあるもの（以下「多量の放射性物質等を放出する事故」という。）当該事故の拡大を防止するために必要な措置に関すること。</p> <p>(2) 必要な機能を維持するための活動を行う要員に対する教育及び訓練に関すること。特に多量の放射性物質等を放出する事故の発生時における使用施設等の必要な機能を維持するための活動を行う要員に対する教育及び訓練については、毎年1回以上定期に実施すること。</p> <p>(3) 必要な機能を維持するための活動を行うために必要な照明器具、無線機器その他の資機材を備え付けること。</p> <p>(4) その他必要な機能を維持するための活動を行うために必要な体制を整備すること。</p>	<p>該当なし</p>
<p>使用規則第2条の12第1項第14号 記録及び報告</p> <p>1. 使用施設等に係る保安に関し、必要な記録を適正に作成し、管理することが定められていること。その際、保安規定及びその下位文書において、必要な記録を適正に作成し、管理するための措置が定められていること。</p> <p>2. 使用規則第2条の11に定める記録について、その記録の管理に関すること（計量管理規定及び核物質防護規定で定めるものを除く。）が定められていること。</p> <p>3. 工場又は事業所の長及び保安の監督に関する責任者に報告すべき事項が定められていること。</p> <p>4. 特に、使用規則第6条の10各号に掲げる事故故障等の事象及びこれらに準ずるものが発生した場合においては、経営責任者に確実に報告がなされる体制が構築されていることなど、安全確保に関する経営責任者の強い関与が明記されていること。</p> <p>5. 当該事故故障等の事象に準ずる重大な事象について、具体的に明記されていること。</p>	<p>該当なし</p> <p>該当なし</p> <p>該当なし</p> <p>該当なし</p> <p>該当なし</p>
<p>使用規則第2条の12第1項第15号 使用施設等の施設管理</p> <p>1. 施設管理方針、施設管理目標及び施設管理実施計画の策定並びにこれらの評価及び改善について、「原子力事業者等における使用前事業者検査、定期事業者検査、保安のための措置等に係る運用ガイド」（原規規発第1912257号-7（令和元年12月25日原子力規制委員会決定））を参考として定められていること。</p> <p>2. 使用前検査の実施に関することが定められていること。</p> <p>なお、品質管理基準規則第48条第5項及び品質管理基準規則解釈第48条2の規定に基づき、当該使用前検査等の対象となる機器等の工事（補修、取替え、改造等）又は点検に関与していない要員に検査を実施させることとしてもよい。</p>	<p>該当なし</p> <p>該当なし</p>

使用施設等における保安規定の審査基準（令和2年2月5日改正）	保安規定関連条文（変更対象条文等）
使用規則第2条の12第1項第16号 技術情報の共有	
1. メーカーなどの保守点検を行った事業者から得られた保安に関する技術情報を事業者の情報共有の場を活用し、他の使用者等と共有し、自らの使用施設等の保安を向上させるための措置が記載されていること。	該当なし
使用規則第2条の12第1項第17号 不適合発生時の情報の公開	
1. 使用施設等の保安の向上を図る観点から、不適合が発生した場合の公開基準が定められていること。	該当なし
2. 情報の公開に関し、自ら管理するウェブサイトへの登録等に必要な事項が定められていること。	該当なし
使用規則第2条の12第1項第18号 その他必要な事項	
1. 日常のQMSに係る活動の結果を踏まえ、必要に応じ、使用施設等に係る保安に関し必要な事項を定めていること。	該当なし
2. 保安規定を定める「目的」が、核燃料物質又は核燃料物質によって汚染された物による災害の防止を図るものとして定められていること。	該当なし